

平成 24 年度報酬改定（ケアホーム・グループホーム）

共 通

別に事業所としての「喀痰吸引等事業者」の登録及び従業者の「認定特定行為業務従事者」の登録が必要

◆新規加算

◎医療連携体制加算（Ⅲ）（500 単位/日）

医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が **認定特定行為業務従事者** に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算する。



- 指導対象となる行為は **喀痰吸引**（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）及び **経管栄養**（胃ろう、腸ろう、経鼻）
- 加算は看護職員の人数に着目して算定するため、利用者が複数いる場合又は複数の看護職員が指導に当たった場合、算定単位数が変動する。

500 単位 × 看護職員数



当該月の事業所の利用者のうち、たんの吸引等が必要な利用者数



1 人当たりの単位数 / 日
※1 単位未満の端数切捨

【例】

4 月中に、たんの吸引等が必要な利用者が 3 人いる事業所に、4 月 1 日は看護職員 2 人が、4 月 20 日は看護職員 1 人が介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合

- ・ (500 単位 × 2 人) ÷ 3 人 = 333.3 単位 → 333 単位 / 日 (4 月 1 日分)
- ・ (500 単位 × 1 人) ÷ 3 人 = 166.6 単位 → 166 単位 / 日 (4 月 20 日分)
- ※ (500 単位 × 3 人) ÷ 3 人 = 500 単位 / 月とするのではない。

333 単位 + 166 単位 = 499 単位 / 月

◎医療連携体制加算（Ⅳ）（100 単位/日）

喀痰吸引等が必要な者 に対して、**認定特定行為業務従事者** が、喀痰吸引等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。
(ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定対象となる利用者については算定できない)

◎通勤者生活支援体制加算（18 単位/日） ※「通勤者生活支援加算に係る体制」の提出が必要

利用者の 100 分の 50 以上の者が 通常の事業所に雇用されている 事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1 日につき所定の単位を 利用者全員に加算する。



対象者

「一般就労」をしている利用者が対象であり、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型の利用者は対象にならない。

支援内容

主として日中の時間帯における勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談支援が必要

◎福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算（別紙参照）

ケアホーム

◆新規加算

◎夜間支援体制加算（Ⅱ）（10 単位/日） ※「夜間支援体制加算届出書」の提出が必要

夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるように、常時の連絡体制を確保している事業所に対し、利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。



- 常時の連絡体制とは
 - ・事業所の従業員が常駐する場合
 - ・携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合
 - ・事業所従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合

※夜間支援体制加算（Ⅰ）により評価されているケアホームの夜間支援従事者、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（宿泊型自立訓練、グループホームの夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者により確保されている場合は対象外

- 緊急時の連絡先・連絡方法の周知
運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示すること
- 夜間支援体制加算（Ⅰ）の算定対象者は算定できない。

◆既存加算

◎重度障害者支援加算

対象者要件の緩和及び単位数の見直し（26 単位/日 → 45 単位/日）

H24.3 までの「夜間支援体制加算」の名称が変更

※算定要件の変更はなし

区分6で行動関連項目の点数が8点以上の者（行動援護対象者）も対象に拡大

※受給者証の支給量欄に「重度支援（注10）」とある者が対象

詳細については「重度障害者支援加算の対象者要件拡大に伴う留意事項について」（平成24年4月2日付通知）を参照

◆既存減算

◎大規模住居等減算 ※「大規模住居減算届出書」の提出が必要

従来の共同住居の定員が8人以上又は21人以上の場合に適用される減算に加え、一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合の減算が新設（5%減算）

同一敷地内又は近接的な位置関係にある共同生活住居であって、かつ、世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分されていない共同生活住居が対象

◆新規加算

◎夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）（10～25 単位/日） ※「夜間防災・緊急時支援体制加算届出書」が必要

夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制を確保している事業所に対し、利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。※夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）と併せて算定することが可能



- 必要な防災体制とは
 - ・警備会社と警備業務に係る委託契約を締結する場合
 - ・自動通報装置を設置し、緊急時に速やかに対応できる体制を整えている場合

◎夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）（10 単位/日） ※「夜間防災・緊急時支援体制加算届出書」が必要

夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している事業所に対し、利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

※夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）と併せて算定することが可能



- 常時の連絡体制とは
 - ・事業所の従業員が常駐する場合
 - ・携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合
 - ・事業所従事する世話人以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合

※夜間支援体制加算（Ⅰ）により評価されているケアホームの夜間支援従事者、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（ケアホームの夜間支援体制加算（Ⅱ）及び宿泊型自立訓練の夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者により確保されている場合は対象外

◆その他

1 単位の単価の変更（札幌市内の事業所の場合）：10.23 円 → 10.24 円

Q&A(H24.3.30 国資料抜粋)

(夜間支援体制加算及び夜間防災・緊急時支援体制加算)

- ① 夜間支援体制加算（Ⅰ）の算定対象とならないケアホーム利用者の夜間の連絡体制・支援体制を夜間支援体制加算（Ⅰ）により評価されているケアホームの夜間支援従事者により確保している場合、夜間支援体制加算（Ⅱ）を算定することは可能か。
- ② 一体型事業所として運営しているグループホーム利用者の夜間の連絡体制・支援体制を夜間支援体制加算（Ⅰ）により評価されているケアホームの夜間支援従事者により確保している場合、夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）を算定することは可能か。

(答)

①、②のいずれも算定できない。

夜間支援体制加算（Ⅱ）及び夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）については、指定障害者支援施設の夜勤職員など別途の報酬等（ケアホームの夜間支援体制加算（Ⅱ）又はグループホーム若しくは宿泊型自立訓練の夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）を除く。）で評価されている者により確保される連絡体制・支援体制は算定対象外としている。

(夜間支援体制加算（Ⅰ）)

ケアホームの空床を利用して短期入所事業を実施する場合、ケアホームの夜間支援従事者を短期入所事業の夜勤職員が兼務しても差し支えないか。

(答)

差し支えない。夜間支援体制加算（Ⅰ）の算定要件として専従の夜間支援従事者の配置を求めているところであるが、ケアホームの併設事業所又は空床利用型事業所として短期入所の事業を実施する場合に限って、短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。

なお、その場合の1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、短期入所の利用者をケアホームの利用者とみなした上で、留意事項通知に定める数（*）を上限とする。

- * 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数の上限
 - 複数の共同生活住居（5か所までに限る。）における夜間支援を行う場合 → 20人
 - 1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合 → 30人

(通勤者生活支援加算)

通常の事業所に雇用されている利用者の割合（100分の50以上）については、共同生活住居単位で要件を満たせばよいか。

(答)

重度者支援加算等と同様に事業所の体制を評価することとしているため、共同生活住居単位ではなく事業所単位で要件を満たす必要がある。

(通勤者生活支援加算)

グループホーム、ケアホーム一体型事業所については、事業所全体ではなくそれぞれの類型ごとに算定要件を満たしていればよいか。

(答)

お見込みのとおり

(通勤者生活支援加算)

パートタイマーなど短時間労働者についても通常の事業所に雇用されている利用者を含めてよいか。

(答)

お見込みのとおり

(大規模住居等減算)

共同生活住居間で世話人の勤務体制のみ明確に区分されている場合は、大規模住居等減算の対象外となるか。

(答)

減算対象外とはならない。減算対象外となるのは、世話人、生活支援員のいずれの勤務体制も共同生活住居の間で明確に区分されている場合に限る。なお、夜間支援従事者などグループホーム、ケアホームのサービス提供時間以外の時間帯に従事する者についてまで明確に区分する必要はないこと。

(大規模住居等減算)

同一敷地内にある21人の共同生活住居と7人の共同生活住居が一体的に運営されている場合、それぞれに適用する減算率はどうか。

(答)

一体的な運営が行われる共同生活住居に大規模住居（1つの共同生活住居の入居定員が8人以上である場合）が含まれる場合、大規模住居には大規模住居に対する減算割合を優先して適用することとなる。このため、お尋ねのケースのそれぞれの減算率は、

- ・ 21人の共同生活住居 → 100分の93
- ・ 7人の共同生活住居 → 100分の95

となる。

(大規模住居等減算)

近接的な位置関係とはどのような位置関係を指すのか。

(答)

「近接的な位置関係」とは、「共同生活住居が隣接して設置されている場合又は共同生活住居を隔てる公道等に共同生活住居の敷地が面している場合」を想定している。